

厚労省の事業要綱の変更内容:

	前回まで (今年度夏の事業)	今回の事業
団体あたり資金助成額 上限	300万円	50万円
経費の用途制限	明示的に無し	以下条件が追加された: ①食事等支援経費 支援を必要とする者 1人に対する1回分の食事等支援 (1食分の食事支援及び学用品、生活必需品の支援) 当たり 500円 ②管理運営経費 ※範囲を確認中 食事等支援経費の額に100分の15を乗じた額 (15%)
中間支援組織1団体あたり総資金上限	3.5億円 (117団体×満額300万円相当)	5,000万円 (100団体×満額50万円 相当)
事業期間	約2ヶ月	約2ヶ月

変更の背景・意図など ※1/10厚労省の説明会での説明(要約)

- **追加条件①:「支援を必要とする者1人に対する1回分の食事等支援(1食分の食事支援及び学用品、生活必需品の支援)当たり500円」**
→厚労省「こども食堂等が実施する際に適切な金額を設定をしてもらうため。1人や、1世帯に対しあまりに高額なものを配布しないように、という趣旨」
- **追加条件②:「管理運営経費 食事等支援経費の額に100分の15を乗じた額(15%)」**
応援団Q「調理の person 費や配送にかかるガソリン費などの直接的な活動費も5%の枠内になってしまうのか？(=家庭に配布する食品や生活必需品等の提供物資以外の全ての費用、という理解か?)」
→**(検討中)**厚労省A「検討して回答する。なるべく早く返信する」
- **総額300万円から「50万円」(中間支援組織も5億円から5千万円)への変更、来年度繰越し?**
→厚労省「来年度の繰越し・継続には手続が必要で、現時点では何も確定していない。一方、中間支援組織の金額も引き下げた中(※)、補正予算で確保した25億円で余る部分は今後検討する※前回7団体

方針1. 利用家庭への配布物品費、人件費・諸経費などを全て合わせ、**世帯あたり月額3,000円**
(=約2ヶ月で6,000円)の上限を設定します。

(補足)なぜ「3千円(総額6千円)」にしたか？

以下の通り、**「審査が長引き助成決定が遅くなる」ことを防ぐ目的と、事業規模の異なる団体がいるなかできるだけ公平に資金を分配する目的**のため、このような条件を設定します。ご理解をお願いします。

- 公平な資金分配のため
 - 各地の事業は10世帯未満から、千世帯超まで多様です。応援団に申請してくる総支援世帯数を 8千世帯と見積もると、5千万円÷8千世帯＝約6千円になります(応援団のネットワーク登録上は1万世帯以上います)。
- 「審査が長引き助成決定が遅くなる」ことを防ぐため
 - 「月額3千円」で申請頂いている限り、(申請件数・申請協議額が助成予定件数・額を下回っていれば、)要件を満たす**全ての申請団体を採択する予定**です。
 - 理論上は、支援世帯数が2世帯でも、例えば「3人家族×2世帯×55日分×3食×500円」などと計算すれば、約50万円まで申請可能です。世帯あたりの一律条件を設定せず自由にすればその分、計算根拠を個々の団体に確認しなければならず審査が長引き、結果、助成決定が遅くなってしまいます。このため一律の条件を設定する予定です。

方針2. 食品や生活必需品の物資等の購入費以外については、

- **以下の6費目から申請可能にします。**
- 会場経費や通信費など一般管理費の性質がある費用については、精算チェック工数削減のため**対象経費の金額が確認できる独立した領収書・レシートがある場合のみを対象**し、団体の普段の活動で支払っている月額金額をもとにした按分計上(例:「オフィス家賃月額12万円のうち10%分」)は対象外とする予定です。

費目	対象となる例	補足
人件費*	事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭など	・従前は無償だった者の人件費は対象外 * 厚労省の要領上の費目名は、「賃金」、「諸謝金」、(個人への)「業務委託費」
燃料費	家庭訪問等のためのガソリン代など	応援団助成事業では、精算事務簡素化のため、会場暖房用の灯油代などは対象外
通信運搬費	・支援家庭への宅配便費用 ・事前の買い出し、寄付物品の回収・搬入のための運送費	応援団助成事業では、原則、左記以外は対象外
借料及び損料	物資置き場・梱包会場、食品等の調達や家庭訪問のための車両等の賃料・レンタル代など	応援団助成事業では、原則、左記以外は対象外
旅費	電車賃・駐車場代など、ボランティアなどへの交通費補助	応援団助成事業では、原則、左記以外は対象外
消耗品	コピー用紙、筆記用具、マスク、消毒液など	家庭への支援物資以外で、活動に必要な分。

2ヶ月分6千円の枠内で、イのその他経費を最大で申請する場合、ア 5,220円:イ 780円(概数)になる。

条件1
一世帯にあたり
**総額で
月3千円**
(2ヶ月で6千円)
※応援団追加要件

条件2
上限があり、**アの費
用の15%まで**
※厚労省要件

ア.食事等支援経費

食品や生活必需品などの
支援物品の購入費用 **のみ?**



イ. 管理運営経費

範囲確認中

厚労省に以下問い合わせ中:
「調理の人件費や配送にかかるガソリン費などの直接的な活動費も15%の枠内になってしまうのか?(=家庭に配布する食品や生活必需品等の提供物資以外の全ての費用、という理解か?)」



応援団よりメッセージ

- この短期間での手続・支援実施は、申請側の皆さんも審査側の私達双方が大変です…いまできることとして、Webフォーム化など業務効率化、(今後の助成事業でも活用可能な)事業データの更新を皆さんと進めながら、引き続き「来年度以降、十分な事業期間・金額規模を確保してほしい」という旨を国に訴えていきます。

※参考)これまでの国への提言 <https://hiomare-takushoku.jp/2022/12/09/5118/>

- また、「管理運営経費(15%の制約あり)」については、皆さんから聞いている見守り活動の状況・そこに要する活動費を踏まえ、以下の点を国に質問しています：
 - 「①の食事等支援経費の額に100分の15を乗じた額」という条件を今回新たに追加した理由(背景)は何か？
3千円分食品等を提供するとしても、450円しか管理的経費を計上できない。スタッフ人件費やガソリン代も含め、それにかかる分は自腹で賄ってもらふ、という理解でいいか？ 一般的な助成事業では、そういった費用は直接活動費として、10-20%の管理的経費とは別に計上できることが多いが、そうしたものに対応する費目は無いのか？
 - また、傷病などで移動が困難であったり子供だけで留守番している、心理的な負担があり集合型の支援が難しいなどの、事業目的にある、支援が届きにくかったり孤立した困難家庭にきちんと個別支援をしようとするところから訪問をしたり、個別の来所場所・人員を準備したり一定の工夫が必要になる。こうした支援実態があるなか、支援物品費以外の費用を「食品費の15%」と一律で設定した理由はなにか？

方針3. 公平性の観点から、一定規模以上の事業については**複数枠の受付**を可能にします。

以下**全ての条件を満たした場合**に、1事業で複数の申請を受け付けます。

- **1事業で100世帯以上を対象としていること**
※じぶんページで事業データ更新頂く「事業」の単位です。
分かりやすいイメージとして「事業名が同じ」・「利用申込みを同一窓口で受け付けている」場合や、「利用世帯リストの管理を行っている単位」が「一事業」となります。
- **普段から、複数のNPO等の共同体で当該事業を運営していること**
※事業データ更新の際には、主幹事団体が申請し、各構成団体は「事業を共同で行うほかの団体」の欄に記載ください。
- **各構成団体で当該事業についての運営実態があること**
イメージ: 支部運営(「県北・県南・県央の3拠点(事務所)あり」)や、役割分担運営(「A団体とB団体:食品管理・家庭訪問、C団体:LINE運営・利用者受付・世帯リスト管理・専門相談対応」)など
- **助成金の申請主体となる各構成団体で所定の要件を満たし、助成申請フォームを提出・精算処理すること**
 - 厚労省の定める団体要件を満たすこと(支援活動実績や、活動期間など) ※9ページ参照
 - 申請団体名義の口座があること など
- **複数枠申請の上限:1事業で5枠(250万円)まで**

世帯数規模と申請額上限(早見表)

世帯数	上限	世帯あたり/2ヶ月	年間予算規模 (×6)
10	60,000	6,000	360,000
30	180,000	6,000	1,080,000
50	300,000	6,000	1,800,000
83	498,000	6,000	2,988,000
90	500,000	5,556	3,000,000
99	500,000	5,051	3,000,000
100	600,000	6,000	3,600,000
125	750,000	6,000	4,500,000
150	900,000	6,000	5,400,000
200	1,200,000	6,000	7,200,000
350	2,100,000	6,000	12,600,000
415	2,490,000	6,000	14,940,000
500	2,500,000	5,000	15,000,000
800	2,500,000	3,125	15,000,000
1,000	2,500,000	2,500	15,000,000
1,250	2,500,000	2,000	15,000,000
1,500	2,500,000	1,667	15,000,000
2,000	2,500,000	1,250	15,000,000

応援団よりメッセージ

活動規模や事業環境の異なる全国の実施団体の皆さんがいる中で、限られた財源を活用(分配)していくため、一定の条件を設定することについて、ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

補足:「団体あたり50万円上限」で
6千円/世帯を満額申請すると、83-84世帯分

ここが複数枠申請(P.XX以降 ご参照)の
範囲

(参考)厚労省助成要領「1. 助成の対象者」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001029556.pdf>

1. 助成の対象者

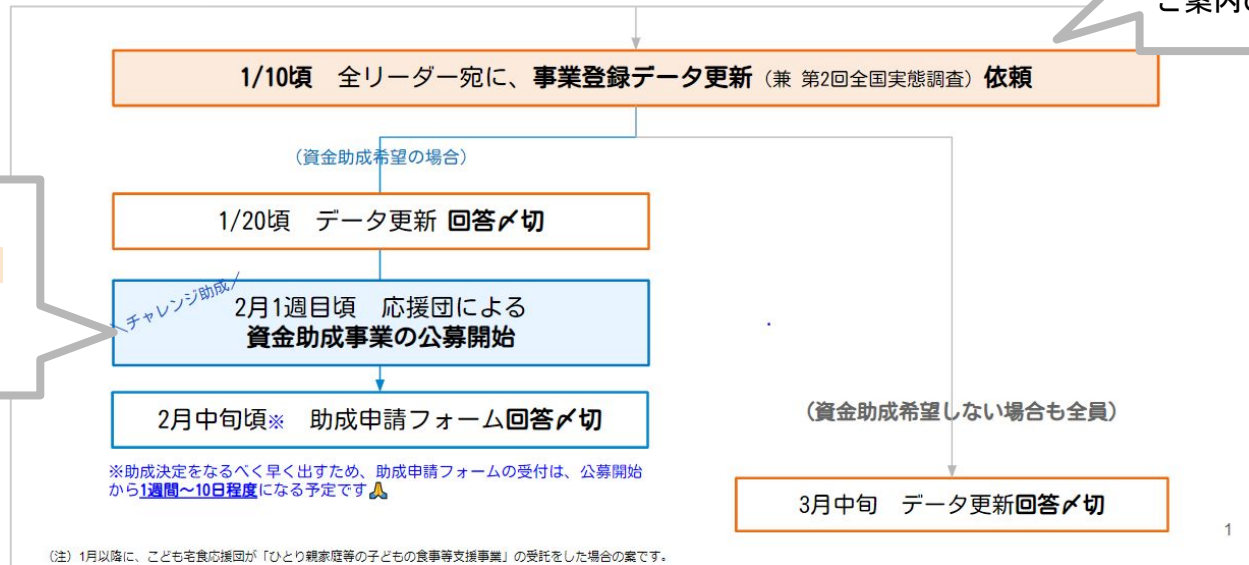
本事業の助成の対象は、次の要件を満たす者とする（以下「助成対象事業者」という。）。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等（以下「ひとり親家庭等の子ども等」という。）を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等（以下「子ども食堂等」という。）を実施する事業者（法人格を有する者の他、任意団体や個人を含む。）
- (2) 申請時点において、子ども食堂等を実施しており、次のいずれかの要件を満たす者。
 - ① 子ども食堂等を1年以上実施している活動実績を有していること。
 - ② 子ども食堂等に対する支援活動、子育て支援に関する活動、ひとり親家庭支援に関する活動又は生活困窮者支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

ここまで出たQ&A

今後のスケジュールについて

申し訳ありませんが、
少し遅れています...
今週中(～1/13)
ご案内の予定です



基本的には、
「**事業登録データの世帯数**
≥ **助成申請の世帯数**」
としてください。

※団体さんへの支払いについては早くても**3月下旬**(国→応援団入金見込み)以降となる予定となっております
(基本的には事業実施後の精算払いをさせて頂く予定となっております。)